

「傘」のお忘れ物の保管期間を短縮します

南海電鉄（社長：遠北光彦）では、鉄道における「傘」のお忘れ物について、警察庁から「特例施設占有者」としての取扱いを積極的に活用するようにとの要請を受け、当社のお忘れ物移管先である関係警察本部の指導のもと、3月4日（日）のお預かり分から随時、所轄警察署で3か月間保管していたところをお忘れ物保管駅内で2週間の保管に変更し、持ち主を特定できない「傘」は処分することとします。

当社鉄道線でのお忘れ物は、一時お預かりした後、所轄警察署に移管しています。昨年、警察署に移管した「傘」のお忘れ物は約1万3千件あり、移管先警察署での返却率も0.7%程度であることから、移管先警察署の保管スペースが逼迫しているほか、お忘れ物保管駅と所轄警察署間での移管作業にも苦慮しておりますのでご理解のほどお願いします。詳細は以下のとおりです。

1. 実施時期

平成30年3月4日（日）のお預かり分から随時

2. お忘れ物保管駅

- (1) 難波駅
- (2) 新今宮駅（今宮戎駅、萩ノ茶屋駅、天下茶屋駅、岸里玉出駅でのお預かり分を含む）
- (3) 堺駅（粉浜駅、住吉大社駅、住ノ江駅、七道駅、湊駅、石津川駅でのお預かり分を含む）
- (4) 泉大津駅（諏訪ノ森駅、浜寺公園駅、羽衣駅、高石駅、北助松駅、松ノ浜駅、忠岡駅、伽羅橋駅、高師浜駅でのお預かり分を含む）
- (5) 岸和田駅（春木駅、和泉大宮駅、蛸地蔵駅、貝塚駅、二色浜駅でのお預かり分を含む）
- (6) 泉佐野駅（鶴原駅、井原里駅、羽倉崎駅、吉見ノ里駅、岡田浦駅、樽井駅、りんくうタウン駅でのお預かり分を含む）
- (7) みさき公園駅（尾崎駅、鳥取ノ荘駅、箱作駅、淡輪駅、考子駅、深日町駅、深日港駅、多奈川駅でのお預かり分を含む）
- (8) 和歌山市駅（和歌山大学前駅、紀ノ川駅、和歌山港駅でのお預かり分を含む）
- (9) 関西空港駅
- (10) 加太駅（東松江駅、中松江駅、八幡前駅、西ノ庄駅、二里ヶ浜駅、磯ノ浦駅でのお預かり分を含む）
- (11) 住吉東駅（汐見橋駅、芦原町駅、木津川駅、津守駅、西天下茶屋駅、帝塚山駅、沢ノ町駅、我孫子前駅でのお預かり分を含む）
- (12) 堺東駅（浅香山駅、三国ヶ丘駅、百舌鳥八幡駅、中百舌鳥駅、白鷺駅でのお預かり分を含む）
- (13) 北野田駅（初芝駅、萩原天神駅、狭山駅、大阪狭山市駅、金剛駅でのお預かり分を含む）
- (14) 河内長野駅（滝谷駅、千代田駅、三日市町駅、美加の台駅、千早口駅、天見駅でのお預かり分を含む）
- (15) 橋本駅（紀見峠駅、林間田園都市駅、御幸辻駅、紀伊清水駅、学文路駅、九度山駅、高野下駅でのお預かり分を含む）
- (16) 高野山駅（下古沢駅、上古沢駅、紀伊細川駅、紀伊神谷駅、極楽橋駅でのお預かり分を含む）

3. 対象

持ち主を特定できない「傘」（ビニール傘、日傘、折りたたみ傘を含む）のお忘れ物

4. 内容

各駅等でお預かりする「傘」の保管期間について、所轄警察署で3か月間保管していたところを「お忘れ物保管駅」で2週間保管するように変更します。2週間経過後、持ち主を特定できない「傘」は処分します。

(参考) 特例施設占有者

不特定かつ多数の者が利用する公共交通機関や大型店舗などのうち、取り扱うお忘れ物が多数に上り、かつ適切に保管できる事業者等を指し(遺失物法第17条)、一定の要件のもと「傘」などの物品は、警察の公告開始から2週間以内に落とし主が見つからない場合は、処分できると規定されています(遺失物法第20条の2項、第21条)。

以上